

横浜市行政不服審査会答申  
(第86号)

令和2年6月16日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「市県民税の差押処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

本件は、横浜市西区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対してした地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 331 条第 1 項第 1 号に基づく滞納処分（以下「本件処分」という。）について、職権により換価の猶予をするべきであるにもかかわらずしなかったこと、未発生の退職手当が差押えの対象に含まれていること及び理由提示の不備があり、違法又は不当であること等を理由として、本件処分の取消しを求めるものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

### (1) 理由提示の違法について

本件処分に係る差押調書（謄本。以下「本件処分調書」という。）には、①督促状発付年月日の記載がない、②将来債権である退職手当を差押対象としている、③差押えの要件に該当する具体的事実の記載がない、④繰上徴収に係る告知の日及び告知において指定された納付期限の記載がない、⑤法第 13 条の 2 第 1 項各号に該当する事実が何かの記載がない、⑥同号に該当する事実が生じた滞納税金の種類記載がない。

よって、審査請求において争点とすべき点が明らかといえず、処分理由の記載として足りず、違法である。

### (2) 未発生の退職手当を差押対象に含めることについて

審査請求人は、当面の間、現勤務先を退職する予定はなく、発生する見込みのない退職手当を差押対象に含めることは違法である。

### (3) 審査請求人が職権による換価の猶予の要件に該当していることについて

審査請求人は、① 2 度の破産手続を経ての生活困窮にもかかわらず、平成 26 年分までは本税を完納していること、分納計画の不履行を重ねた原因は処分庁から実行不可能な分納額及び分納期間を一方的に押し付けられたこ

とにあるから、審査請求人は納税について誠実な意思を有する、②納付すべき市県民税について納税の猶予又は申請による換価の猶予の適用を受けていない、③審査請求人は給与収入のほかに生活費に充てるべき財産はなく、給与を差し押さえられたことにより実質的に1か月12万円で生活しなければならないが、これは生活保護基準にも満たない僅少な金額であって、生活の維持を困難にするおそれがあることから、職権による換価の猶予をするべき場合に該当する。

(4) 本件処分後の処分庁の対応の違法

審査請求人が、本件処分後、処分庁に対し、滞納分の納付に向けて誠意をもって納付計画・生活再建プランを提出したにもかかわらず、処分庁がこれを一顧だにせず取立手続を続行したことは違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 理由の提示について

国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号。以下「施行令」という。）第21条において、差押調書に督促状発付年月日を記載すべきこと、差押調書に処分理由（差押要件に該当することを示す具体的な事実及び滞納税金の種類を含む。）並びに繰上徴収に係る告知の日及び告知において指定された納付期限を記載すべきことは、いずれも規定されていない。

よって、差押調書にこれらの記載がないことには違法はない。

(2) 未発生退職手当を差押えの対象に含めることについて

国税徴収法基本通達（以下「通達」という。）第62条関係は、将来債権の差押えについて、将来生ずべき債権であっても、差押時において契約等により債権発生基礎としての法律関係が存在しており、かつ、その内容が明確であると認めるものは差押えることができるとしている。本件で、審査請求人の雇用契約により将来発生する給料債権や退職手当債権を差押対象に含めることに違法はない。

(3) 職権による換価の猶予について

審査請求人には、高額な医療費支出や災害による被害等がないこと、生計を一にする親族がいないこと及び著しい所得の減少がなく安定した給与収入があること等に鑑みれば、破産手続を経たことを考慮しても、最低生活の

保障を考慮した差押禁止額を控除した額に限って給与を差し押さえても（国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）第76条）、取立（換価処分）をすることによって審査請求人の生活の維持を困難にするおそれはない。

また、審査請求人は、平成26年度分から同30年度分までの市県民税を納期限内に納付したことはないこと、平成21年度分及び同22年度分の市県民税の一部について滞納処分の執行停止（法第15条の7第1項）を行い、その後平成26年2月19日に欠損したこと、平成23年度分及び同24年度分の市県民税について、滞納処分の執行停止（法第15条の7第1項）を行い、その後平成27年9月11日に欠損したこと及び審査請求人が処分庁に提出した納付計画において1か月5,000円ずつ市県民税を納付するものとしており滞納分の早期完納も見込まれないことから、市県民税を優先的に納付する意思に欠け、徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有する場合に該当しない。

さらに、以上の各事実は、処分庁が、本件処分以前から、審査請求人との複数回の電話又は面談による折衝（実情把握に基づく納税指導）及び財産調査により把握したものであって、調査方法も適当である。

よって、処分庁が、審査請求人について換価の猶予の要件を満たさないものとして、換価の猶予の規定を適用しないことは、裁量権の逸脱又は濫用に当たらず、本件処分は適法である。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法令等

ア 個人の市県民税について、法第319条第2項は、個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合には、当該個人の県民税を併せて賦課し、及び徴

収するものと規定し、法第 13 条及び法第 319 条の 2 は、普通徴収の方法によって徴収するときは、納税通知書を交付するものと規定する。

イ 法第 329 条第 1 項（県民税にあっては、法第 334 条）及び横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 15 条は、納税者が、納期限までに市県民税を完納しないときは、納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならないと規定する。

ウ 法第 331 条第 1 項（県民税にあっては、法第 334 条）は、督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに納税者がその督促に係る市県民税を完納しないときは、当該市県民税につき納税者の財産を差し押えなければならないと規定する。

エ 法第 331 条第 6 項（県民税にあっては、法第 334 条）は、市県民税の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によることとする。

オ 徴収法第 62 条第 1 項及び第 54 条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、併せて、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付するものとする規定し、徴収法第 62 条第 3 項は、差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずると規定する。

カ 施行令第 21 条第 1 項は、差押調書の記載事項について、「滞納者の氏名及び住所又は居所」、「差押に係る税の年度、税目、納期限及び金額」、「差押財産の名称、数量、性質及び所在」及び「作成年月日」を記載して徴税職員が署名押印（記名押印を含む。）をしなければならないと規定し、さらに、同条第 3 項は、債権を差し押さえた場合には、その債権の取立てその他の処分を禁ずる旨を差押調書の謄本に付記しなければならないと規定する。

キ 徴収法第 76 条第 1 項及び施行令第 34 条は、給与収入が生計に占める重要性に鑑み、給与生活者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与の差押禁止額を定め、給料、賃金及びこれらの性質を有する債権（以下「給料等」という。）について、徴収法第 76 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの金額の合計額に達するまでの部分の金額は差し押さえることができないと規定する。

ク 徴収法第 66 条及び第 67 条第 1 項は、差押えの効力は税額を限度として、

差押後に収入すべき金額に及ぶとし、徴税職員は、債権の取立てをすることができる」と規定する。

ケ 徴収法第 151 条第 1 項第 1 号は、滞納者の財産の換価を直ちにすることによりその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、滞納処分による財産の換価を猶予することができる」と規定する。

コ 法第 15 条の 5 第 1 項は、職権による換価の猶予について、「地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第 15 条の 6 第 1 項による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1 年を超えることができない。」と規定し、同項第 1 号は、「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。」とする。

(2) 争いのない、又は証拠から容易に認められる事実

ア 審査請求人は、処分庁により賦課された平成 26 年度第 4 期分から同 30 年度第 3 期分までの市県民税を納期限までに完納しなかった。

イ 処分庁は、審査請求人に対し督促状を發したが、審査請求人はその日から起算して 10 日を経過した日までに市県民税を完納しなかった。

ウ 平成 27 年 4 月から平成 31 年 2 月までの審査請求人の分納約束及びその履行並びに分納約束によらない納付状況は別紙のとおりである。

エ 処分庁は、平成 31 年 2 月 9 日、審査請求人の勤務先（以下「第三債務者」という。）に対し、債権差押通知書を送達すると同時に、同月 13 日、審査請求人に対し、本件処分調書の謄本を送達することにより、本件処分を行った。

オ 処分庁は、本件処分と同時に、第三債務者に対し、差押額の計算方法を記載した「給料等差押可能金額算出表」を送付し、もって、第三債務者において毎月継続的に生じる審査請求人の給料等について、差押禁止額を計算の上、これを控除した差押可能額を徴収すべき滞納金額に達するまで取

り立てる旨通知する方法により、本件処分を執行した。

(3) 理由の提示の違法について

ア 審査請求人は、本件処分調書には、①督促状発付年月日の記載がない、②将来債権である退職手当を差押対象としている、③差押えの要件に該当する具体的事実の記載がない、④繰上徴収に係る告知の日及び告知において指定された納付期限の記載がない、⑤法第 13 条の 2 第 1 項各号に該当する事実が何かの記載がない、⑥法第 13 条の 2 第 1 項各号に該当する事実が生じた滞納税金の種類（以下、①～⑥をあわせて「審査請求人主張事項」という。）の記載がないと主張する。

イ 上記(1)カのとおり、差押調書の記載事項は施行令により規定されているところ、審査請求人主張事項はいずれも法定の記載事項ではなく、本件処分調書には、法定の記載事項は全て記載されている。

ウ 条例第 19 条第 1 項は、横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号）第 14 条第 1 項の理由提示の規定を適用するものと規定する。一般に、理由の附記の程度は、適用法条の摘示、当該法条の適用の原因となる事実の摘示及び事実に対する法条の適用関係の摘示がなされていれば足りると解されるところ、差押えをする場合には、上記イの法定の記載事項に加え、本件のように「滞納市税等が、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されていないため。」という程度の記載があれば足りる。

エ なお、法第 3 条は、条例が地方税の賦課徴収に関する処分等の直接の根拠となることを規定するところ、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 3 項は、地方公共団体の機関がする処分（条例に基づく処分はこれに該当する。）については同法第 3 章の規定は適用しないとしていることから、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同法第 14 条第 1 項の理由提示の規定は適用除外となる。

オ よって、審査請求人主張事項を本件処分調書に記載していないことを理由として、処分の理由の提示がないとして本件処分が違法となることはない。

(4) 未発生の退職手当を差押対象に含めることについて

ア 徴収法第 76 条（給与の差押禁止）は、給与の態様に応じて、給料等、

賞与、退職手当の三種類に区分し、それぞれについて差押禁止の金額について規定している。一般的に、雇用契約が成立している場合に、給料のみならず、賞与や退職手当が発生すること及びその金額ないし計算方法が当該雇用契約において合意されていることがあり得るところ、このような合意がある場合には、差押時において契約等により債権発生基礎としての法律関係が存在しており、かつ、その内容が明確であると認められる。

イ そうであれば、差押えの対象となる給与の内容として、将来発生する賞与や退職手当を含め、これを明確に示すことには違法はない。

ウ 審査請求人の主張によれば、同人の雇用契約上退職手当は発生しないとのことであるが、退職手当債権が存在しない場合には滞納処分が奏功しないだけであって、退職手当債権を差押えの対象に含めたからといって、当該差押自体が違法となることはない。

(5) 審査請求人が職権による換価の猶予の要件に該当するか

ア 上記(1)コのとおり、法第15条の5第1項第1号に規定する職権による換価の猶予が認められるべき要件は、①納税者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められること、②徴収の猶予又は法第15条の6第1項による換価の猶予を受けていないこと、③その財産の換価を直ちにすることによりその生活の維持を困難にするおそれがあることである。

イ 国税に係る職権による換価の猶予の要件の解釈運用については、「納税の猶予等の取扱要領」（平成27年3月2日）（以下「本件指針」という。）がある。本件指針は、その第1章で、職権による換価の猶予を規定する趣旨は、滞納者に対する厳正かつ的確な処理をするべき要請と、個々の滞納者の実情に即した適切な措置を講ずることにより、納税者との信頼関係を醸成し、税務行政の適正かつ円滑な運用を図ることにあるとする。国税と地方税とで職権による換価の猶予の趣旨は共通すると考えられることから、両者で解釈を異ならせる理由はない。そこで、地方税にかかる滞納処分においても、法第15条の5第1項の解釈として、本件指針を参照することが相当である。

ウ 本件指針第3章第1節16によれば、徴収法第151条第1項の職権による換価の猶予をすることができるのは、上記アの要件全てに該当し、かつ、



原則として、猶予に係る当該地方団体の税額に相当する財産の差押え又は担保の提供がある場合であるとされる。

エ 上記アの換価の猶予が認められるべき要件②について、審査請求人が、本件処分当時、市県民税について徴収の猶予又は換価の猶予を受けていたことを認めるべき証拠はない。

オ 上記アの換価の猶予が認められるべき要件①について、本件指針第3章第1節16(3)は、「滞納者が、現在においてその滞納に係る国税を優先的に納付する意思を有していることをいう」とし、これは、「従来において期限内に納付していたこと、過去に納税の猶予又は換価の猶予等を受けた場合において確実に分割納付を履行していたこと、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、借入の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮して行う」ものとされる。

カ この点、本件についてみると、審査請求人については、平成29年度に破産手続を申し立て、平成29年10月4日付で破産免責許可決定を受けて債務を整理して収支の改善を試みたこと、勤務先と交渉して平成31年4月以降常勤職員となったため、給与額が増額になり、かつ、公租公課が源泉徴収の対象となって期限内に納付される期待が高まったこと、また、上記(2)ウに記載したとおり、平成27年4月17日、平成28年2月24日、同年9月30日、平成29年1月30日及び平成30年11月26日に分納約束をし、平成27年4月17日、平成28年2月24日及び同年9月30日の分納約束はおおむね履行していること、分納約束によらず3回の納付実績があること等が認められ、納税のための努力を一定程度していると評価できる。

キ しかしながら、審査請求人は、平成26年度市県民税の本税に限っても1,200円の未納があるほか、平成27年度分以降の市県民税は全額未納付であること、上記(2)ウに記載したとおり、平成29年1月30日の分納約束のうち平成29年4月3日期限分及び同年5月2日期限分を履行せず、その後平成30年5月29日まで約1年3か月間納付が途絶えていること、平成30年度の納付額は合計44,000円にとどまることが認められる。

ク そうすると、審査請求人において、従来市県民税を納期限内に納付していた又は過去納税の猶予若しくは換価の猶予等を受けた場合において確

実に分割納付を履行していたとは言い難い上、平成 29 年 10 月 4 日付けで破産免責許可決定を受け、約 400 万円の債務の支払いを免れて収支状況が改善したと考えられるにもかかわらず、平成 30 年度以降の納付状況は改善しておらず、滞納市県民税の早期完納に向けた適切な取り組みがなされていないとは認められないから、上記カの事情を考慮しても、滞納に係る市県民税を優先的に納付する意思を有しているとはいえない。

ケ また、処分庁は、上記(2)ウのとおり、審査請求人と協議の上、都度、毎月の分納額を約束していること、とりわけ平成 28 年 2 月 24 日の分納約束においては毎月 6,000 円の少額の納付にとどめていること、平成 27 年 4 月 17 日の毎月 10,000 円との分納約束にもかかわらず同年 7 月 2 日期限分については審査請求人の申出を受けて 1,000 円の納付にとどめることを認めていること等に鑑みれば、処分庁は審査請求人の納付可能な金額での分納を約束し、審査請求人から支払えないとの申出があるときには柔軟に対応しているといえるから、処分庁から実行不可能な分納額及び分納期間を一方的に押し付けられたとの審査請求人の主張は当たらない。

コ よって、審査請求人が、上記アの換価の猶予が認められるべき要件①に該当するとはいえない。

サ 上記アの換価の猶予が認められるべき要件③について、上記(1)キのとおり、徴収法第 76 条第 1 項及び施行令第 34 条は給与収入の差押禁止額を規定しているところ、審査請求人は、同規定によれば、生活保護法による生活扶助相当額のみが差押禁止の範囲に含まれ、住宅扶助に相当する金額が差押禁止額の範囲に含まれないことから、必要最低限度の生活を維持することが困難であると主張する。

シ しかし、徴収法第 76 条第 1 項及び施行令第 34 条は、生活保護法による生活扶助相当額ではなく、一律に 100,000 円を差押禁止額としているところ、これは滞納処分は多数の納税者を相手とすること、勤労を継続するための増加費用があること等に鑑み、生活扶助相当額を超える金額を差押禁止額とするものである。これに加えて地位又は体面の維持に必要と考えられる額(徴収法第 76 条第 1 項第 5 号)をも差押禁止の範囲に含めていることから、徴収法第 76 条第 1 項及び施行令第 34 条の規定が不合理とはいえない。そうであれば、換価の猶予が認められるべき要件③のいう生活を

維持することが困難であるとは、徴収法の規定する差押禁止額の範囲を超えて、高額の医療費支出や災害による被害等により支出が過大となる事情や、著しい所得の減少などの特殊事情がある場合をいうと解される。

ス この点、審査請求人において、特に支出が過大となり、又は収入が減少するような特殊な事情は認められないから、その財産の換価を直ちにすることによりその生活の維持を困難にするおそれがあるとは認められず、審査請求人が、上記アの換価の猶予が認められるべき要件③に該当するとはいえない。

セ 以上のとおり、審査請求人が職権による換価の猶予の要件に該当するとはいえない。したがって、処分庁が職権による換価の猶予をしなかったことは、適法かつ相当である。

(6) 本件処分後の処分庁の対応の違法について

ア 審査請求人は、本件処分後、処分庁に対し、滞納分の納付に向けて誠意をもって納付計画・生活再建プランを提出したにもかかわらず、処分庁がこれを一顧だにせず差押手続を続行したことは違法又は不当であると主張する。

イ しかし、一般に、本件処分後の事情により処分の適法性及び相当性が失われることはない。

ウ また、平成 31 年 4 月以降、正社員となった後の審査請求人の給与条件に照らせば、1 か月 5,000 円から 20,000 円までの分納を申し出る納付計画・生活再建プランは早期の完納を見込む計画として不十分ともいえ、本件処分後に執行停止をしなかった処分庁の対応に違法はない。

エ よって、本件処分後の処分庁の対応により本件処分が違法となることはない。

(7) 結語

以上のとおり、処分庁が、審査請求人について換価の猶予の要件を満たさないものとして、換価の猶予の規定を適用しないことは、裁量権の行使として相当であり、本件処分は適法である。

(8) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(9) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

## 分納約束及びその履行並びに納付状況

年月日	分納約束	納付金額
平成27年4月17日	毎月10,000円	
平成27年5月25日	平成27年6月1日 期限	10,000 円
平成27年6月26日	平成27年7月2日 期限	1,000 円
平成27年8月1日	平成27年8月3日 期限	10,000 円
平成27年8月25日	平成27年9月1日 期限	10,000 円
平成27年9月25日	平成27年10月2日 期限	10,000 円
平成27年11月1日	平成27年11月2日 期限	10,000 円
平成27年12月8日	平成27年12月2日 期限	10,000 円
-	平成28年1月4日 期限	0 円
平成28年1月27日	平成28年2月1日 期限	10,000 円
-	平成28年3月3日 期限	0 円
-	平成28年4月1日 期限	0 円
平成28年2月24日	毎月6,000円	
平成28年4月29日	平成28年5月2日 期限	6,000 円
平成28年5月30日	平成28年6月1日 期限	6,000 円
平成28年7月5日	平成28年7月4日 期限	6,000 円
平成28年9月30日	毎月10,000円	
平成28年11月4日	平成28年11月1日 期限	10,000 円
平成28年12月2日	平成28年12月2日 期限	10,000 円
平成29年1月4日	平成29年1月4日 期限	10,000 円
平成29年1月30日	毎月20,000円	
平成29年2月26日	平成29年3月6日 期限	20,000 円
-	平成29年4月3日 期限	0 円
-	平成29年5月2日 期限	0 円
分納約束なし		
平成30年5月29日		1,000 円
平成30年6月29日		1,000 円
平成30年11月26日		2,000 円
平成30年11月26日	毎月40,000円	
平成30年12月25日	平成31年1月4日 期限	40,000 円
-	平成31年2月1日 期限	0 円

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年 6月 7日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
令和元年 6月 28日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
令和元年 7月 3日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和元年 8月 26日	・ 反論書の受理
令和元年 8月 26日	・ 反論書（副本）の送付
令和元年 11月 15日	・ 再弁明書等の受理
令和元年 11月 21日	・ 再弁明書の送付及び再反論書等の提出等依頼
令和元年 12月 12日	・ 再反論書の受理
令和元年 12月 16日	・ 再反論書訂正申立書の受理
令和元年 12月 19日	・ 再反論書（副本）の送付
令和2年 1月 23日	・ 口頭意見陳述
令和2年 1月 24日	・ 資料の送付
令和2年 2月 12日	・ 口頭意見陳述を受けての主張意見の受理
令和2年 2月 14日	・ 書面（副本）の送付
令和2年 5月 20日	・ 審理手続の終結
令和2年 5月 25日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年 6月 2日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年 6月 16日	・ 調査審議